



宮 崎 県 公 報

平成23年7月21日(木曜日) 第2304号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を
改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(税務課) 1

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
関(育成医療及び更生医療)の指定……………(“ ”) 1
- 歳入の徴収の事務の委託……………(こども政策課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同
意(2件)……………(水産政策課) 2
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の
一部改正……………(“ ”) 2

- 道路の区域の決定……………(道路保全課) 2
- 道路の区域の変更……………(“ ”) 3
- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 3

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……………(農村整備課) 3
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) 6
- 落札者等の公告……………6

教育委員会告示

- 平成24年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱……………6
- 平成24年度宮崎県立高等学校生徒募集定員……………7
- 平成24年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等
部入学者募集要綱……………10

収用委員会告示

- 土地収用法施行令第5条第2項の規定による公
示送達……………10

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第26号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成23年宮崎県条例第24号)附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成23年8月2日とする。

告 示

宮崎県告示第617号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
石井千寸	県立延岡病院	延岡市	皮膚科	平成23年7月1日
山中聡	医療法人社 団聖山会川南病院	川南町	神経内科	平成23年7月1日

宮崎県告示第618号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
おおた薬局	日南市	薬局	平成23年7月1日
セントケア訪問看護ステーション都城	都城市	指定訪問看護等	平成23年7月1日

宮崎県告示第619号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人 日本保育協会	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 620号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 5 月31日
発起人の住所及び氏名	日向市 有限会社とべしま丸水産 日向市 児玉継蔵
加入区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富

宮崎県告示第 622号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、平成23年 7 月21日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
加入区 の名称	区 域	区	分	加入区 の名称	区 域	区	分
[略]				[略]			
串間市 第一加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域	1 小型定置漁業 2 小型漁船漁業		串間市 第一加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域	1	小型定置漁業及び小型漁船漁業
串間市 第二加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域以外の地域	<u>1</u> 小型機船底びき網等漁業 <u>2</u> ～ <u>5</u> [略] <u>6</u> 小型漁船漁業であって1、 <u>2</u> 及び <u>3</u> に掲げる漁業以外のもの		串間市 第二加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域以外の地域	<u>1</u> ～ <u>4</u> [略] <u>5</u>	1及び2に掲げる漁業以外の小 型漁船漁業

宮崎県告示第 623号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成23年 7 月21日から平成23年 8 月 4日まで

	島漁業協同組合の地区
区 分	小型かつお漁業

宮崎県告示第 621号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 5 月31日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町 有限会社一政水産 児湯郡都農町 有限会社清漁丸
加入区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び深海底はえ縄漁業

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
368	県道	勢田木崎線	宮崎市大字熊野字正蓮寺 683番地先から同市同大字同字 645番3地先まで	23.8～88.7	41.0

宮崎県告示第 624号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月21日から平成23年8月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬 1060番1地先から同郡同村同大字同字1060番1地先まで	旧	4.6～5.4	25.7
				新	7.0～9.0	25.7

宮崎県告示第 625号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年7月21日から平成23年8月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬 1060番1地先から同郡同村同大字同字1060番1地先まで	平成23年7月21日

公

告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	田原国行	高原町大字広原4981番地7
理事	山浦政治	小林市細野4554番地の1
理事	芹田直茂	小林市細野4717番地2
理事	田代正八	小林市細野4467番地
理事	本市利男	小林市細野2854番地
理事	内永信一郎	小林市細野4070番地
理事	大牟田俊子	小林市細野4007番地
理事	内村利雄	小林市細野3028番地108
理事	松元俊一	小林市細野5074番地の3
理事	松田喜久男	小林市細野2384番地
理事	前満泰二	小林市細野2622番地6
監事	谷山已知雄	小林市細野4561番地口の1
監事	瀬戸山博好	小林市細野4000番地

(任期:平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	遠竹正春	小林市細野4633番地の1
理事	倉田富夫	小林市細野4637番地4
理事	森永清明	小林市細野2607番地
理事	田代正八	小林市細野4467番地
理事	永田一郎	小林市細野2836番地
理事	内永信一郎	小林市細野4070番地

理 事	上 田 みや子	小林市細野3988番地
理 事	大 丸 三 郎	小林市細野4363番地 3
理 事	松 山 昌 義	小林市細野4901番地 2
理 事	尾 辻 敬一郎	小林市細野2016番地
理 事	田 口 光 治	小林市細野2014番地 6
監 事	前 原 利 男	小林市細野4308番地 3
監 事	谷 山 巳知雄	小林市細野4561番地口の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	阿 多 寛	小林市南西方6411番地
理 事	宇 都 一 利	小林市南西方6451番地 4
理 事	高 城 正 一	小林市南西方6418番地
理 事	徳 丸 周 英	小林市南西方6396番地 2
理 事	神 田 武 二	小林市南西方6332番地 2
理 事	立 野 良 一	小林市南西方6639番地
理 事	鬼 下 真 作	小林市南西方6461番地 4
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	徳 丸 康 雄	小林市南西方6495番地 1
監 事	貴 嶋 洋 一	小林市南西方6335番地 2

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	阿 多 寛	小林市南西方6411番地
理 事	高 崎 俊 広	小林市南西方6421番地 1

理 事	温 水 次 男	小林市南西方6639番地口号
理 事	坂 本 勲	小林市南西方5711番地
理 事	貴 嶋 武 夫	小林市南西方6334番地
理 事	温 水 稔	小林市南西方6544番地 5
理 事	徳 丸 利 広	小林市南西方6398番地 1
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	神 田 光 男	小林市南西方6367番地 5
監 事	福 元 善 頭	小林市南西方5764番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	宮 川 久 幸	国富町大字木脇2792番地 1
理 事	高 野 尚 晃	国富町大字木脇1583番地 3
理 事	井土川 幸 男	国富町大字木脇1048番地
理 事	重 山 武 典	国富町大字木脇1070番地
理 事	佐土原 彪	国富町大字木脇1189番地
理 事	初 木 清 人	国富町大字木脇1242番地 2
理 事	井 上 雅 之	国富町大字木脇4975番地
理 事	中 嶋 孝	国富町大字木脇2760番地
監 事	黒 木 重 之	国富町大字木脇1090番地
監 事	宮 田 孝 夫	国富町大字木脇1911番地

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	宮 田 孝 夫	国富町大字木脇1911番地
理 事	小 倉 利 明	国富町大字木脇5276番地 4

理 事	児 玉 恭 行	国富町大字木脇2740番地
理 事	大 野 邦 夫	国富町大字木脇 976番地
理 事	渡 辺 利 行	国富町大字木脇1599番地 1
理 事	渡 辺 俊 朗	国富町大字木脇1231番地 1
理 事	児 玉 安 彦	国富町大字木脇2782番地 1
理 事	大 野 威	国富町大字木脇1269番地
監 事	渡 辺 健	国富町大字木脇1224番地 7
監 事	渡 辺 英 人	国富町大字木脇3044番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、千歳・環野土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	畠 中 賢 造	小林市南西方8442番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	峯 田 勝 巳	小林市南西方8744番地
理 事	高 橋 一 生	小林市南西方8437番地 2
理 事	石 神 達 郎	小林市南西方8406番地
監 事	井 原 攻	小林市南西方8753番地
監 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地

（任期：平成26年 3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	畠 中 賢 造	小林市南西方8442番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	峯 田 勝 巳	小林市南西方8744番地
理 事	高 橋 一 生	小林市南西方8437番地 2

理 事	石 神 達 郎	小林市南西方8406番地
監 事	井 原 攻	小林市南西方8753番地
監 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	丸 目 賢 一	宮崎市田野町乙9303番地17
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島 2 丁目13番地26
理 事	鏡 和 俊	宮崎市清武町正手 2 丁目54番地 2
理 事	松 山 和 孝	宮崎市田野町乙2045番地
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	磯 貝 輔 博	宮崎市田野町甲5014番地 3
理 事	藤 野 吉 郎	宮崎市田野町乙1039番地
理 事	津 田 勝	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地 3
理 事	平 原 和 彦	宮崎市田野町乙9154番
理 事	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地 2
理 事	竹ノ内 健	宮崎市田野町甲2826番地 1
理 事	黒 田 俊 彦	宮崎市清武町今泉甲4676番地
理 事	百 市 広 海	宮崎市清武町今泉甲2699番地 2
理 事	佐 藤 博	宮崎市清武町今泉甲 829番地 2
理 事	松 吉 隆	宮崎市清武町木原5502番地 2
理 事	長 友 典 幸	宮崎市清武町船引6638番地ロ
理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地

監 事	清 則 幸	宮崎市霧島 3 丁目 77 番地 4
監 事	蛭 原 正 浩	宮崎市田野町乙 666 番地
監 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引 7074 番地 3

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	丸 目 賢 一	宮崎市田野町乙 9303 番地 17
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島 2 丁目 13 番地 26
理 事	鏡 和 俊	宮崎市清武町正手 2 丁目 54 番地 2
理 事	松 山 和 孝	宮崎市田野町乙 2045 番地
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙 4271 番地
理 事	磯 貝 輔 博	宮崎市田野町甲 5014 番地 3
理 事	藤 野 吉 郎	宮崎市田野町乙 1039 番地
理 事	津 田 勝	宮崎市田野町甲 12961 番地 イ号
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167 番地 3
理 事	平 原 和 彦	宮崎市田野町乙 9154 番
理 事	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲 2030 番地 2
理 事	竹ノ内 健	宮崎市田野町甲 2826 番地 1
理 事	松 元 紀 年	宮崎市清武町今泉甲 4689 番地 乙
理 事	大岩根 宏 之	宮崎市清武町今泉丙 631 番地 3
理 事	長 友 忠 利	宮崎市清武町今泉丙 2158 番地
理 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町船引 1249 番地
理 事	妻 木 和 徳	宮崎市清武町船引 7104 番地 ロ
理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場 3573 番地
理 事	戸 高 博	宮崎市古城町長田 5845 番地
監 事	清 則 幸	宮崎市霧島 3 丁目 77 番地 4
監 事	蛭 原 正 浩	宮崎市田野町乙 666 番地
監 事	長 友 良 記	宮崎市清武町船引 7137 番地

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所 (区域)	発生年月日
腐蝕病 <small>ふそびょう</small>	蜜蜂	—	10 群	児湯郡高鍋 町	平成23年 6 月 27 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県人事給与オンラインシステム用機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 6 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発 宮崎市大橋 3 丁目 101 番地 1 号
- 5 落札金額
94,500,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成23年 4 月 28 日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 4 号

平成24年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成23年 7 月 21 日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成24年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

- 1 基本方針
県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適正等を総合的に判定して行うものとする。
- 2 募集人員
募集人員は、別に告示する「平成24年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。
- 3 応募資格
以下の(1)(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。
(1) 平成24年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等

教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められた者

4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成24年度宮崎県立高等学校入学選抜実施細目」(以下「選抜実施細目」という。)による。

5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学選抜(スポーツ推薦を含む。以下同じ。)、一般入学選抜及び二次募集入学選抜による。

(1) 推薦入学選抜

- ① 推薦入学選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、30%±20%(10%~50%)の範囲内で各高等学校長が定める。
- ② 推薦入学選抜は、面接の結果、作文又は小論文、学校推薦書、自己推薦書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

(2) 一般入学選抜

- ① 一般入学選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。

(3) 二次募集入学選抜

- ① 推薦入学選抜及び一般入学選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
- ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 日程

① 推薦入学選抜

- | | |
|----------|---------------|
| ア 選抜検査 | 平成24年2月7日(火) |
| イ 合格内定通知 | 平成24年2月14日(火) |
| ウ 合格者発表 | 平成24年3月19日(月) |

② 一般入学選抜

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ア 選抜検査 | 平成24年3月6日(火)及び
平成24年3月7日(水) |
| イ 合格者発表 | 平成24年3月19日(月) |

③ 二次募集入学選抜

- | | |
|---------|---------------|
| ア 選抜検査 | 平成24年3月23日(金) |
| イ 合格者発表 | 平成24年3月26日(月) |

6 通信制課程の入学者の選抜

(1) 入学者の選抜は、面接と作文その他必要な書類等により行う。

(2) 入学選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学選抜

- | | |
|---------|---------------|
| ア 選抜検査 | 平成24年3月23日(金) |
| イ 合格者発表 | 平成24年3月28日(水) |

② 二次募集入学選抜

- | | |
|---------|--------------|
| ア 選抜検査 | 平成24年4月4日(水) |
| イ 合格者発表 | 平成24年4月6日(金) |

7 その他

(1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学選抜に関し必要な事

項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。

(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。

(3) 各高等学校長は、海外帰国子女等の入学選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第5号

平成24年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

平成23年7月21日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

平成24年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

(1) 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活工学科	40
延岡商業高等学校	商業科	80
	会計科	40
	流通経済科	40
	経営情報科	40
門川高等学校	総合学科	160

日向高等学校	普通科	240	宮崎南高等学校	普通科	320
	フロンティア科	40		フロンティア科	80
富島高等学校	商業科	40	宮崎北高等学校	普通科	280
	会計科	40		サイエンス科	40
	国際経済科	40	宮崎西高等学校	普通科	280
	経営情報科	40		理数科	120
日向工業高等学校	生活情報科	40	宮崎農業高等学校	生物工学科	40
	機械科	40		生産流通科	40
	電気科	40		食品工学科	40
建築科	40	環境工学科		40	
都農高等学校	総合学科	160		生活文化科	40
高鍋高等学校	普通科	240	宮崎工業高等学校	機械科	40
	生活情報科	40		生産システム科	40
高鍋農業高等学校	農業科	40		電気科	40
	園芸科	40		電子情報科	40
	畜産科	40		建築科	40
	食品化学科	40		化学環境科	40
西都商業高等学校	商業科	40	インテリア科	40	
	経営情報科	80	宮崎商業高等学校	商業科	120
妻高等学校	普通科	120		国際経済科	40
	福祉科	40		経営情報科	80
佐土原高等学校	経営科学科	40		宮崎海洋高等学校	海洋科学科
	電子機械科	80	本庄高等学校		総合学科
	通信工学科	40		小林高等学校	普通科
	情報技術科	80	普通科(体育コース)		40
宮崎大宮高等学校	産業デザイン科	40		農業科	40
	普通科	360			
	文科情報科	80			

小林秀峰高等学校	機械科	40	日南高等学校	生活情報科	40	
	電気科	40		普通科	200	
	商業科	40		日南振徳高等学校	地域農業科	40
	経営情報科	40			機械科	40
	福祉科	40			電気科	40
普通科	80	商業科	40			
飯野高等学校	生活情報科	40	経営情報科	40		
	普通科	200	福祉科	40		
都城泉ヶ丘高等学校	理数科	80	福島高等学校	普通科	120	
	普通科	240	(2) 定時制の課程			
都城西高等学校	フロンティア科	40	学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
	農業科	40	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
都城農業高等学校	畜産科	40		商業科	—	40
	ライフデザイン科	40	富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
	食品科学科	40	宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
	農業土木科	40			夜間の部	40
	都城工業高等学校	機械科	40	宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—
情報制御システム科		40	電気科		—	40
電気科		40	建築科		—	40
建設システム科		40	都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
化学工業科		40		商業科	—	40
インテリア科		40	(3) 通信制の課程			
都城商業高等学校		商業科	80	学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
	会計科	40	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250	
	国際経済科	40	宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350	
	経営情報科	40				
高城高等学校	普通科	80	附 則			
			この告示は、公表の日から施行する。			

宮崎県教育委員会告示第 6 号

平成24年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱をここに公表する。

平成23年 7 月21日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成24年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「平成24年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」（以下「募集実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成24年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部募集人員」に定めることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 都城さくら聴覚支援学校及び新設県立特別支援学校の幼稚部にあつては、平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあつては、平成18年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部にあつては、特別支援学校中学部又は中学校を卒業した者（平成24年3月卒業見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者であること。
- ② 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部又は高等学校を卒業した者（平成24年3月卒業見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則第150条のいずれかに該当する者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目による。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接
平成24年3月6日（火）及び3月7日（水）
- ② 合格者発表
平成24年3月19日（月）

7 その他

- (1) 新設県立特別支援学校は、延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校を移転統合し、平成24

年4月に開校予定の特別支援学校である。

- (2) この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第10号

土地収用法施行令（昭和26年政令第 342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成23年 7 月21日

宮崎県収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第66条第3項の規定により、下記1の者に送達すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	備 考
高 橋 茂	不 明	
矢 野 茂 吉	”	
名 村 三 郎	”	
戸 高 平 太 郎	”	
戸 高 今 朝 松	”	
吉 本 銀 次 郎	”	
吉 本 栄 蔵	”	
藤 田 福 松	”	
前 田 與 吉	”	
牧 野 藤 四 郎	”	
藤 田 今 朝 松	”	
戸 高 倉 蔵	”	
清 水 宗 三 郎	”	
吉 田 勇 次 郎	”	
梶 原 仁 三 郎	”	

梶原 長三郎	〃		山口 安 弥	〃	
宮井 常四郎	〃		甲斐 梅 吉	〃	
牧野 助 蔵	〃		甲斐 廣兵衛	〃	
宮井 ハルエ	〃		山口 重三郎	〃	
牧野 忠 蔵	〃		山口 治 吉	〃	
牧野 今朝治	〃		山口 栄 蔵	〃	
藤田 貞 助	〃		山口 平 吉	〃	
宮井 利三郎	〃		山口 宇三郎	〃	
吉田 與 市	〃		山口 今朝松	〃	
吉田 林三郎	〃		山口 勘三郎	〃	
吉田 志津弥	〃		山口 三 郎	〃	
吉田 熊 治	〃		山口 清三郎	〃	
吉田 辰 治	〃		山口 一	〃	
吉田 志津馬	〃		富高 源 蔵	〃	
吉田 武 平	〃		萩尾 傳 治	〃	
藤田 幸太郎	〃		萩尾 和三郎	〃	
吉田 清 蔵	〃		甲斐 伊右エ門	〃	
矢野 波之助	〃		矢野 種四郎	〃	
谷 仲 吉	〃		矢野 宗三郎	〃	
宮井 久 喜	〃		矢野 市 治	〃	
吉田 松之助	〃		矢野 宗 吉	〃	
吉田 善兵エ	〃		甲斐 重 吉	〃	
酒井 栄次郎	〃		山口 多四郎	〃	
福田 仲三郎	〃		甲斐 福太郎	〃	
戸高 傳 蔵	〃		甲斐 善 作	〃	
福田 吉 蔵	〃		矢野 清兵エ	〃	
宮井 万四郎	〃		黒木 柝 吉	〃	

矢野 ハナ	〃		甲斐 辰四郎	〃	
矢野 武一	〃		坂本 万治	〃	
児玉 今朝治	〃		林田 吉治	〃	
吉田 善四郎	〃		山口 貞雄	〃	
鴨林 勇吉	〃		池田 沖三郎	〃	
鴨林 勝三郎	〃		池田 桃太郎	〃	
鴨林 新松	〃		佐藤 八重吉	〃	
鴨林 弁吉	〃		吉田 刃太郎	〃	
甲斐 種四郎	〃		中山 浜太郎	〃	
工藤 利夫	〃		佐々野 久次郎	〃	
矢野 清四郎	〃		児玉 喜右エ門	〃	
矢野 武松	〃		岡田 常三郎	〃	
甲斐 善市	〃		岡田 忠三郎	〃	
草野 善四郎	〃		吉田 傳七	〃	
草野 光治	〃		久世 米吉	〃	
吉田 角弥	〃		後藤 駒之助	〃	
鴨林 力治	〃		甲斐 庄三郎	〃	
吉田 忠三郎	〃		中山 藤太郎	〃	
甲斐 熊太郎	〃		中山 林太郎	〃	
岡田 松治	〃		黒田 茂	〃	
岡田 藤市	〃		後藤 時治	〃	
名村 三郎	〃		佐藤 嘉吉	〃	
吉田 不二夫	〃		久世 今朝松	〃	
草野 善平	〃		久世 万吉	〃	
馬服 清吉	〃		久世 菊治	〃	
山口 善兵エ	〃		久世 捨蔵	〃	
猪狩 菊治	〃		久世 萬平	〃	

中 山 今朝松	〃		吉 高 喜久治	〃	
木 郷 福太郎	〃		黒 田 秀 蔵	〃	
中 山 留 吉	〃		中 山 千代吉	〃	
井 上 安 治	〃		工 藤 千 吉	〃	
黒 木 末 吉	〃		佐 藤 今朝市	〃	
杉 利 助	〃		石 川 茂二郎	〃	
佐 藤 初 治	〃		花 田 コ ト	〃	
工 藤 儀 平	〃		戸 田 角 平	〃	
吉 岡 勘 七	〃		矢 野 シヅヲ	〃	
吉 田 藤四郎	〃		渡 部 英 尚	〃	
深 見 品 吉	〃		矢 野 鹿 治	〃	
佐 藤 彦 治	〃		河 野 清 吉	〃	
中 山 新 助	〃		戸 高 滝 蔵	〃	
柳 田 平 吉	〃		佐 藤 セ ン	〃	
吉 田 砧 郎	〃		甲 斐 今朝治	〃	
吉 田 平太郎	〃		高 島 晟	〃	
吉 田 庄 吉	〃		松 田 藤四郎	〃	
吉 田 徳 治	〃		黒 田 力 治	〃	
工 藤 万 治	〃		喜 多 今朝市	〃	
後 藤 辰 治	〃		宮 田 良 吉	〃	
工 藤 専太郎	〃		佐 藤 鶴 吉	〃	
甲 斐 角 治	〃		佐 藤 鉄 弥	〃	
柏 谷 関 弥	〃		佐 藤 常右エ門	〃	
工 藤 ト メ	〃		前 田 金太郎	〃	
佐々木 為 治	〃		渡 部 幸 助	〃	
工 藤 市次郎	〃		佐 藤 武平治	〃	
佐 藤 幾 春	〃		佐 藤 熊 吉	〃	

佐藤 佐吉	〃		甲斐 長四郎	〃	
甲斐 甚吉	〃		渡部 角兵衛	〃	
新名 宝作	〃		佐々木 嘉太郎	〃	
渡部 幸則	〃		荒木 倉市	〃	
山口 喜一郎	〃		佐々木 喜太郎	〃	
甲斐 筆治	〃		柳田 今朝市	〃	
甲斐 金太郎	〃		浅野 鉄治	〃	
甲斐 吉治	〃		佐々木 信吉	〃	
甲斐 豊治	〃		佐々木 清市	〃	
佐々木 リツ	〃		佐々木 市治	〃	
渡部 徳四郎	〃		佐々木 松太郎	〃	
佐藤 要助	〃		佐々木 源三郎	〃	
佐藤 和吉	〃		鶴沼 多三郎	〃	
佐々木 八百蔵	〃		柳田 源治	〃	
浅野 今朝次郎	〃		中野 宇吉	〃	
荒木 新三郎	〃		浅野 松治	〃	
芳賀 紋太郎	〃		佐々木 倉市	〃	
中野 栄三郎	〃		荒木 綱吉	〃	
伊福 三代吉	〃		佐藤 傳之助	〃	
甲斐 富治	〃		松田 藤助	〃	
松田 治太郎	〃		歌津 折蔵	〃	
松田 清六	〃		廣瀬 京平	〃	
佐藤 定七	〃		甲斐 亀一郎	〃	
高萩 喜久治	〃		佐藤 亀治	〃	
高萩 秋治	〃		甲斐 用吉	〃	
豊田 忠次郎	〃		和田 茂作	〃	
渡部 幸助	〃		長友 弁吉	〃	

豊 田 栄 吉	”	
草 野 藤 太 郎	”	
喜 田 秀 夫	”	

2 送達すべき書類

平成23年7月12日付け宮収第18-2号の書類（平22宮収裁第1号（日向延岡新産業都市計画道路事業3・5・11号富美山通線）収用裁決事件に係る裁決書）

（注意）上記書類を受領されないときは、平成23年8月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

--	--